平成２９年（フ）第１９７０号
横浜市青葉区荏田町297番地８　メイプルハイツ303
破産者　村上　　功
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
京都府福知山市字川北1446番地の１、開始決定時の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2580番地13
破産者　細見デンタルラボラトリーこと　細見　賢二
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２７年（フ）第１７２号
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸1130番地７
破産者　名本　哲克
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石寮Ｆ棟111南、開始決定時の住所福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石寮Ｈ棟314北
破産者　甲斐　和幸
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
熊本県人吉市願成寺町558番地２
破産者　藤井　國博
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市衣笠町16番７号　松本方
破産者　榊原美津子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５３号
静岡県伊東市宇佐美2640番地の１　フェンネル伊東302号
破産者　小林　　洋
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５４号
静岡県伊東市宇佐美2640番地の１　フェンネル伊東302号
破産者　小林　初枝
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７３号
群馬県高崎市並榎町402番地４
破産者　小日向賢子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７８号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2482番地７
破産者　楢崎　久子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９８号
埼玉県東松山市本町２丁目２番４号　アネックス209
破産者　小澤　典行
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２４号
埼玉県行田市門井町３丁目18番地１　門井ハイツＢ－102、旧住所埼玉県久喜市菖蒲町上大崎422番地３
破産者　川嶋　治彦
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２９号
埼玉県比企郡小川町大字青山911番地　金子方、旧住所埼玉県東松山市神明町１丁目16番13号　神明ハイツ202
破産者　山川　直生
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７１号
山口県下松市望町１丁目14番36号　鈴蘭館Ⅱ201号、住民票上の住所大津市本堅田４丁目18番38―702号、（開始決定時の住所）大津市真野２丁目28番１―607号
破産者　小倉　寿之
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７４号
福岡県久留米市本町２番地６　ダイアパレス六ツ門301号
破産者　吹谷　賢一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１１２６号
札幌市手稲区西宮の沢４条２丁目１番52―203号
破産者　齋藤　　聡
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７２号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番29―507号
破産者　佐藤　新一
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目２番１号
破産者　横田　松美
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係